

第7編 業務（大月都留広域事務組合初狩町ごみ焼却施設運転延長に係る協定中環境整備事業計画に伴う丸田地区有害鳥獣防護柵等設置補助金交付要綱）

（令和2年8月6日訓令第3号）

○初狩町ごみ焼却施設運転延長に係る協定中環境整備事業計画に伴う丸田地区有害鳥獣防護柵等設置補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、初狩ごみ焼却施設の運転期間の延長に伴う条件として、丸田地区の農作物を有害鳥獣から守るために防護柵等を購入し、設置する者への負担の軽減を図ることを目的としてその購入費の一部を助成する。この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、鳥獣害防護柵等とは、鳥獣による農作物被害防除施設として使用するもので、次の表に掲げるものをいう。

品名
漁網ネット等
ワイヤーメッシュ（鉄格子）
電柵器
威嚇器

（資格）

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、初狩町丸田地区（第6小区）に住所を有し市税等を完納している者とする。ただし、可能な限り効率よく共同で防除するものとする。

（補助金額）

第4条 補助金の額は別表に定める額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、丸田地区有害鳥獣害防護柵等設置補助金交付申請書（様式第1号）を組合長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 組合長は前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、鳥獣害防護柵等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に交付する。

（実績報告）

第7条 申請者は、設置が完了したときは、鳥獣害防護柵等購入費補助金実績報告書（様式3号）を組合長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 組合長は、前条の鳥獣害防護柵等購入費補助金実績報告書を受理した後、鳥獣害防護柵

等の購入、設置を確認し、適正と認めるときは、補助金の額を確定して、これを交付する。

(補助金の返還)

第9条 組合長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は申請については不正の行為があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

(失 効)

2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

種類	補助金額	補助対象項目	限度額
防除施設一式	購入費の2/3以内で1,000円未満は切り捨てる。	設置に必要な附属資材等含む一式	150,000円

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

殿

大月都留広域事務組合長

鳥獣害防護柵等購入費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました、鳥獣害防除ネット等購入費に対する補助金に対し、鳥獣害防護柵等購入費補助金交付要綱第6条の規定により、下記の条件を付けて、補助金 円を交付することを決定しましたので通知します。

記

条件

- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業者等は、補助事業が完成したときは、補助事業の成果を記載した鳥獣害防護柵等購入費補助金実績報告書を組合長に提出すること。

様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

大月都留広域事務組合長 殿

住 所
申請者 氏 名
(代表者) 電 話
印

鳥獣害防護柵等購入費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け、第 号で交付決定を受けた鳥獣害防護柵等購入費補助金について、購入設置が完了したので、下記書類を添えて報告します。

記

添 付 書 類
領 収 書
設 置 写 真